令和2年(2020年)12月21日

指定地域密着型サービス事業所 管理者 様

横須賀市福祉部指導監査課長

新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の取扱いについて(通知)

日頃から、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。標記の件について、「新型コロナウイルス感染症に関する Q&A(令和2年4月17日横須賀市福祉部長通知)」及び「新型コロナウイルス感染症に係る外部評価の取扱いについて(令和2年5月14日事務連絡)」において通知しているところですが、運営推進会議等の取扱いについて、改めて下記のとおり通知します。各事業所におかれましては、内容をご確認いただき、適切な対応をお願いします。

なお、本取扱いは、今年度限りとしますので、ご注意ください。

記

- 1 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)の実施について
 - ・原則、通常の会議形式ではなく、書面による報告及び意見聴取等を行い、実施方法、聴取した意見等、詳細な記録を残してください。当該記録の公表及び市への報告等は通常どおり行ってください。なお、事業所の判断により、通常の会議形式での開催も可能です。
- 2 市職員の運営推進会議(介護・医療連携推進会議)への出席について
 - ・市職員の会議への出席は、書面による意見等の提出に代えさせていただきます。事前に資料等を市へ提出してください。
 - ・資料等は、書面のみでも内容がわかるよう記載いただけますよう、ご協力お願いします。
 - ・書面による意見等の提出は、年度内1回とします。今年度、すでに意見等を提出 させていただいた事業所は、再度の意見等の提出は行いませんので、資料の提出 も不要です。
- 3 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)において行う外部評価について
 - ・対象サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護
 - ・上記1及び2に準じます。
 - ・運営推進会議(介護・医療連携推進会議)において外部評価を行う事業所については、市からの意見等の提出を外部評価実施時とします。
- 4 外部評価機関による外部評価について
 - ・対象サービス 認知症対応型共同生活介護
 - ・令和2年度については、代替措置(※)による外部評価の実施も可とします。結

果の公表及び市への提出等は通常どおり行ってください。

・実施方法、代替措置による場合の具体的な内容については、各外部評価機関とご 相談ください。

※代替措置例

- ・書類確認、事業所内の様子の確認について 従来、外部評価当日に評価機関が確認していた書類の提出や、事業所内の写 真・動画等の提出等により行う。
- ・ヒアリングについて 事前に質問項目の提示を受け回答するほか、必要に応じて電話及びメール等 により行う。
- 5 令和2年度の外部評価の実施回数の緩和に係る申請について
 - ・対象サービス 認知症対応型共同生活介護
 - ・令和2年度に限り、平成31年4月24日付け横福指第31号にて通知していた受付期限(5月第2金曜日)を過ぎても受付けます。なお、最終受付期限は、令和2年12月28日(月)とします。
- 6 令和3年度の外部評価の実施回数の緩和について
 - ・対象サービス 認知症対応型共同生活介護
 - ・令和3年度に限り、実施回数の緩和の要件について、以下のとおり取り扱うこと とします。(下線部が通常と異なる部分です。)
 - ① 実施回数の緩和を受ける年度の前5年間において継続して外部評価を実施していること。 令和元年度及び令和2年度の外部評価については、代替措置に より実施した外部評価で差し支えない。
 - ② 令和2年度において実施した評価結果等を提出していること。
 - ③ 令和2年度において、運営推進会議を6回以上開催していること。<u>運営推進</u>会議は、書面による開催でも差し支えない。
 - ④ ③の運営推進会議において、構成員に市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が含まれており、かつ令和2年度において開催された運営推進会議に市町村職員等が1回以上出席していること。<u>市町村職員等の出席は、書面</u>による意見等の聴取に代えることができる。
 - ⑤ 自己評価結果及び外部評価結果のうち、外部評価項目の2,3,4,6の実施状況(外部評価)が適切であること。

(事務担当:福祉部指導監査課 指導監査第1係 電話:046-822-8162)